

前橋市中心地区クリエイティブシティ推進協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 JR前橋駅から群馬県庁までのケヤキ並木通り及びその周辺部を対象として、MaaSなどの新モビリティに対応した、快適で安全な公共交通を運行させるとともに、歩行者を中心としたウォークアブルな道路空間を、街並みのデザインと一体的に創設することを目的とし、「前橋市中心地区クリエイティブシティ推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 協議会は、別紙に掲げる職にある者をもって構成する。

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は前橋市副市長が担うものとする。
- 3 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

（オブザーバー）

第4条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、関係行政機関の職員とする。
- 3 オブザーバーは、会議に出席し、協議会の設置目的を達成するための、助言又は協力を行うものとする。

（アドバイザー）

第5条 協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、専門的な知識を有するものとする。
- 3 アドバイザーは、会議に出席し、専門的な立場から協議会の設置目的を達成するための、助言等を行うものとする。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、前橋市役所都市計画部都市計画課及び未来創造部交通政策課、群馬県県土整備部都市整備課、国土交通省高崎河川国道事務所計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。